

督 促 状

〒 ー

住所

氏名 様

年 度			
調定番号		納付期限	
延滞金の内容			
滞納金額	円		
指定納入期限			
主管課名			

年 月 日

高座清掃施設組合組合長

印

上記の金額を直ちに納入してください。

本状を受け取る前に納入された方は行き違いですので御了承ください。

- 上記の手数料について、さきにお届けした納入通知書により、直ちに納入してください。
- 本状に記載する期日までに納めない者があるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該収入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全部を切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全部を切り捨てる。）を加算して徴収する。
この場合において、年当りの割合は、閏年の日を含む期日についても、365日当りの割合とする。
- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高座清掃施設組合組合長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であってもこの決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当組合を被告として（訴訟において当組合を代表する者は組合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。